

新型コロナウイルス感染症拡大への対応策 職人の確保不足問題についての法的検討

弁護士法人匠総合法律事務所
代表社員弁護士 秋野 卓生

住宅業界における工期変更の必要性は、今までは、住設機器機器等の納入遅延問題がメインでしたが、状況は改善され、住設機器メーカーにて、過半の設備について納期末定でなく、納期の長期化という状態になり、これから着工する物件については、住宅設備機器の納品が必要となる数ヶ月先であれば、現時点ではほぼ納期回答が出つつある状況に変化して参りました。

他方で、日本国内における新型コロナウイルス感染症拡大を受け、社員が微熱で会社を休ませたり、大工の出勤日数を減らしたりする事による業務効率低下に基づく工期の遅延といった課題や職人の家族や濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症に感染した事が判明したため、自宅待機を余儀なくされ、当該建築現場での作業ができなくなった事に基づく工期遅延の問題に関する法律相談事例が出てきております。

この場合、新型コロナウイルス感染症による現場の影響として、住設機器の納品遅延問題と同様、「不可抗力」として住宅会社の責めに帰すべき事由はないと解釈することができるのか？という論点について、今回、解説をしたいと思います。

1 不可抗力とは

不可抗力の例としては、地震や洪水等の天災、戦争、騒乱等が挙げられます。

その判断基準は、外部から生じた原因でありかつ防止のために相当の注意をなしても防止し得ない事態であると解されています。

中国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大、春節期間延長の影響により住宅設備機器等が納期末定の状況にあったという従前の論点は、住宅会社・工務店の責めに帰すべき事由はなく、不可抗力と評価できました。

しかし、感染症拡大の問題は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、従前から重症急性呼吸器症候群（SARS）や新型インフルエンザの流行などの経験もあり、新たな感染症の流行による従業員や取引業者、職人の感染等によって自社の事業継続に支障が生ずる

ことや取引先からの納品や工事が遅延するリスクは見し得る事態であるとして、それに対するバックアップ体制を構築していなかったこと、それ自体が「責めに帰すべき事由有り」と評価される可能性も否定できないのです。

2 秋野説

私は、新型コロナウイルス感染症の流行がこれまでの他の感染症の流行と比較して想定外の規模になっており、職人の家族や濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症に感染した事が判明したため、自宅待機を余儀なくされ、当該建築現場での作業ができなくなった事は、やむを得ない事情であり、この場合の工期遅延は不可抗力に該当すると考えます。

他方で、社員が微熱で会社を休ませたり、大工の出勤日数を減らしたりする事による業務効率低下に基づく工期の遅延は、不可抗力とまでは言い切れず、お施主さんに事情をお話しして納得してもらい、合意の上、工期変更をしてもらうことが妥当であろうと考えています（合意に基づく工期変更）。

3 請負契約約款における工期変更の条項の解釈

請負契約において、一定の事由を不可抗力事由として列挙した上で、それらの事由による債務不履行については住宅会社は工期遅延の責任を負わない＝ノーペナルティにて工期変更を求めることが出来る旨を定める工期変更の条項が置かれている場合には、この契約約款に基づく工期の変更を検討することとなります。

匠総合法律事務所が推奨する工事請負契約約款では、第11条に規定があります。

第11条（工期の変更）

1 受注者は、次の各号の一によって、工期内に工事または業務を完成することができない場合は、発注者に対して、工期（設計業務、監理業務の実施期間の変更を含みます）の変更を求めることができるものとします。

- (1) 工事または業務に支障を及ぼす天災地変、災害、天候の不良およびこれらに伴う建材等の納品遅延
 - (2) 建築確認、所轄行政庁の許認可、検査等の遅延
 - (3) 各融資手続き等の遅延
 - (4) 第9条（工事の変更・追加）・第14条（一般の損害）第2項・第15条（第三者の損害および第三者との紛議）・第16条（不可抗力による損害）に規定される事由に該当する場合
 - (5) 第22条（発注者の中止または解除権）第1項・第23条（受注者の中止または解除権）により中止された場合または中止された工事を再開する場合
 - (6) 前各号に定めるほか、発注者の指定業者による工事遅延その他受注者の責めに帰することのできない事由により工期を変更する合理的な理由がある場合
- 2 前項その他の理由により工期を変更する場合、発注者および受注者は、発注者および受注者の署名または記名・押印のある書面を作成して、必要事項を定めるものとします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による工期変更の必要性は、不可抗力に該当しないケースであったとしても「(6) 前各号に定めるほか、発注者の指定業者による工事遅延その他受注者の責めに帰することのできない事由により工期を変更する合理的な理由がある場合」に該当すると考えており、同条項に基づき、お施主さんに対して、工期変更の要請をすることは可能であると考えております。

4 バックアップ体制構築の重要性

もっとも、最新の法律論文では、「たとえば、運送業者が新型コロナウイルス感染症による人員不足を理由に指定された期日に製品を配達することができなかったために、製品の引渡しが遅れたというケースであれば、当該不可抗力事由の内容にもよるが、新型コロナウイルス感染症の流行の規模・社会への影響の程度のほか、その他の運送業者に委託することで遅滞を回避することができたか否か、当該運送業者を指定したのは債権者と債務者のいずれであったか等の事情を吟味した上で、免責の可否が決められることになると考えられる。」と記述されているものがあります（商事法務 No. 2226 P43）。

従って、リスクを想定して取引先の範囲を広げる、大工、職人とのパイプを強化するなど、バックアップ

体制の構築も重要な課題であると言えるでしょう。

基本的には、「当社で出来る限りの努力は致しましたが、やむを得ず工期が延長になります。」として、契約上の工期変更の条項に基づき、お施主さんに説明をして、工期変更の合意を取り交わすことがトラブル回避の観点からは重要であると考えます。

（あきの・たくお）

★本ニュースレターの解説動画について

当事務所ホームページの顧問先企業様専用ページに本ニュースレターをレジュメとした解説動画をアップロードしておりますので、ご視聴いただけますと幸いです。

URL → <http://www.takumilaw.biz/e-learning/login/index.php>

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法に基づく 緊急事態宣言発動を受け、建築会社がとるべき法的対応策

弁護士法人匠総合法律事務所
代表社員弁護士 秋野 卓生

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法（以下「改正特措法」といいます）は令和2年3月13日に公布され、翌14日に施行されました。

同法では感染拡大で国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合、政府が「緊急事態」を宣言できる旨、定めており、4月7日に7都府県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象に改正特措法上の緊急事態宣言が発令されました（実施期間は同年5月6日まで）。

この緊急事態宣言を受け、4月8日、国土交通省土地・建設産業局建設業課長は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」を発表しました。

この緊急事態宣言を受け、建築会社は、どのような対応を取らなければならないか、法律の要点を解説します。

事業者及び国民の責務（特措法4条）

第1項 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

第2項 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

緊急事態宣言を受け、テレワークを実施しなければならないのか？会社を休業しなければならないのか？と建築会社経営者は、判断を求められる事となります。特措法4条は、予防と対策への協力についての努力義務、まん延により生ずる影響を考慮して「事業の実施に関し、適切な措置」を講ずるよう努力する義務を定めています。

要するに、行政からの特定の指示や要請などを介さずに当該法律から事業者が適切な措置を自発的に講じることを求めており、都や県から具体的な要請を受けなくとも、テレワークを実施したり、会社を休業して、新型インフルエンザ等のまん延を防止する措置を講じることは、特措法4条が要求する事項なのです。

感染を防止するための協力要請等（特措法45条）

都道府県知事は「新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。」と規定しています（1項）、興行場、催物等の制限等の要請もできるとしています（2項）。

上記は、「要請」です。「要請」ですから、そのような措置を企業が自発的に実施することを委ねているものであり、その実施を強制されるものではありません。

当該措置を実施するために必要な経費等（在宅勤務を求める場合の経費（ウイルスやハッカーへの対応等、Webの環境の整備や会議システムの準備など）は企業の負担となるし、興行場や催物等の中止延期などの対応による費用負担なども国等が負担することはなく、当事者間で損失の負担について協議をすることとなります。

事業活動の全てを止めてしまうと、企業としての存亡にかかわってしまいます。

まん延対策のためにとるべき措置と事業活動としてなさなければならないものを比較検討して、建築会社としての経営判断をしていかなければなりません。

まず、最低限、実施すべき事として、従業員、取引先、顧客等に対する安全対策（安全配慮義務、労働契約法5条、民法415条）の遵守を念頭に置くべきでしょう。

したがって、「要請には応じない」と安易に事業を継続して安全対策を怠ることがあってはならないし、その逆に、事業継続を慎重に検討することもなく長期に業務を中断することも妥当ではない、ということになります。

4月8日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長通達

国土交通省は、施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について以下の対策を講じるよう求めました。

- 1 施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること
- 2 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図ること。都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じること。
- 3 施工に伴う三つの密の発生を極力回避するとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策を徹底すること

建設工事現場では「三つの密」が発生する

新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場がどうしても発生してしまいます。建築工事の現場では、多人数での作業や打合せ、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業も発生します。

三つの密が発生する場所において、国土交通省は、他の作業員と一定の距離を保つこと、作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期し、影響緩和のための対策を徹底することを求めました。

安全配慮義務とは？

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をしなければなりません。元請と下請の関係であっても、元請業者の労働者と下請業者の労働者との間に「実質的な使用関係」あるいは「間接的指揮命令関係」が認められれば、元請業者は下請業者の労働者に対して、安全配慮義務を負う事となります。

安全配慮義務を果たすという観点からは①従業員・

現場作業員に対して、体温測定等により従業員・現場作業員またはその同居の家族に風邪症状がないかを把握するように促すとともに、②発熱等の風邪症状が見られる従業員・現場作業員に対しては、休暇取得等を勧奨し、③従業員・現場作業員自身には健康状態に問題がない場合でも、従業員・現場作業員が患者・感染者と接触する機会をできる限り減らすことのできるよう配慮するというのが、自社従業員・現場作業員の労務提供過程においてその生命・身体を危険から保護するために大事な視点となります。

一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策を

建築会社、そこで働く従業員、協力業者、皆が事業者及び国民の義務として、特措法4条に従い、予防と対策への協力についての努力義務、まん延により生ずる影響を考慮して「事業の実施に関し、適切な措置」を講ずるよう努力する義務を負っている事を知り、一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策を果たすことが大切です。

特に建築業は、社会・経済と密接に関連する事業ですから、大きな社会的責任もあります。しっかりと社会的責任を果たし、感染症収束後もしっかりと社会に支えられ、持続している建築会社であるべく、共に頑張っていきましょう！

（あきの・たくお）

★本ニュースレターの解説動画について

当事務所ホームページの顧問先企業様専用ページに本ニュースレターをレジュメとした解説動画をアップロードしておりますので、ご視聴いただけますと幸いです。

URL → <http://www.takumilaw.biz/e-learning/login/index.php>

コロナウイルス感染症患者が 身近に発生した場合の対応策

弁護士法人匠総合法律事務所
代表社員弁護士 秋野 卓生

4月8日付国土交通省土地・建設産業局建設業課長通達でも発表されましたが、建設工事現場では、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場がどうしても発生してしまいます。

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せ、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業も発生します。

一生懸命現場で働いていながら、コロナウイルス感染症に感染してしまう従業員・現場作業員が生じる可能性も否定できません。

1 従業員・現場作業員が感染した場合

従業員・現場作業員の感染が確認された場合、安全配慮義務(労働契約法5条)の観点からは、所轄保健所と連携の上、感染者及び濃厚接触者の特定、在宅勤務指示と健康観察、就業エリア・共用部の消毒、社内における状況の告知、さらには一定期間の事業所の閉鎖などの措置をとる必要があります。

また、感染者のプライバシー・個人情報や企業に対する風評被害に配慮しつつも、社内外における感染拡大防止に向けた適時・適切な情報発信を行うことが望ましいと考えます。

- ① 感染確認日
 - ② 感染者が確認されたビルの名称・所在地
 - ③ 感染者の属性(正社員か派遣社員か、グループ会社社員か等)
 - ④ 感染経緯(イベント参加等)
 - ⑤ 感染者数
 - ⑥ 顧客と接する業務に従事していたか否か
 - ⑦ 感染後の感染者の状況
 - ⑧ 感染確認後の企業の対応状況
- 等を公表し、適宜更新している例が見られます。

緊急事態宣言を受け、4月8日、国土交通省土地・建設産業局建設業課長が発表した「新型コロナウイル

ス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」においても「施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いします。」と記載されています。

2 感染者のプライバシー保護について

疑似感染者(感染が確定していない段階)が発生した場合、その者と濃厚接触があった従業員に体調の報告義務や健康チェック義務を一定期間課すことに問題はないか。という法律相談事例があります。

このような場面においては、疑似感染者のプライバシーに配慮した対応が求められることとなります。会社から一方的に報告義務を課すのではなく、当該従業員のプライバシーに配慮しつつ、その理解を得る必要と考えられる経過観察を行うのが望ましいと考えます。

また、社内から感染者が発生した時に社内外の接触者に感染者の氏名を公表してよいか?という法律相談事例もあります。

この場合も、従業員のプライバシーへの配慮がポイントとなります。当該従業員の同意を得ていない場合には、氏名公表を差し控えるべきです。

たしかに、接触者に注意喚起するためには、感染者である当該従業員の氏名を公表する方が効果的ですが、従業員のプライバシーへの配慮が優先されるべきと考えます。

従業員の病気や検査結果を、本人の同意なく職場の関係者に知らせたことは、同一法人内であるため、個人情報保護法の第三者提供にはあたらないが、本人の同意がない目的外利用にはあたるとし、その上で本人の同意がない目的外利用は従業員のプライバシー侵害の不法行為に該当するとした裁判例があります(福岡高判平成27年1月29日判時2251号57頁)。

これを踏まえて考えると、同じ職場の他の従業員に知らせるのは「職場に感染者が発生した」という事実に関し、個人を特定できない形にすることが適切と考えられます。

3 マンション・アパート入居者が感染し、自宅療養となった場合に周辺住民に告知できるか

医療崩壊に至らないように、感染者でも軽い症状である場合には、自宅療養をせざるを得ない場面が生じることとなります。

マンション・アパートのオーナーやマンション管理会社が、感染者が自宅療養している事実を知った場合、感染拡大防止の観点から、患者の部屋の階数、あるいは部屋番号までマンション・アパート住民各位に告知しても良いのか、という法律相談事例もあります。

感染拡大防止の観点からは告知すべきとも考えられますが、個人のプライバシーへの配慮もしなければなりません。

まず、プライバシーの観点からいえば、自らが新型コロナウイルスに罹患したとの情報は、対外的開示を望まない情報といえるため、その開示をするには、本人の承諾が必要となります。

この観点からいえば、「部屋番号」を知らせることは、完全に個人特定につながるため、同意は必須と考えるべきでしょう。

患者の部屋の階数については、部屋番号よりプライバシーのレベルは低いと言えますが、個人特定につながる可能性が高いため、やはり、本人の同意を要すると言うべきでしょう。

マンションオーナーやマンション管理会社が取得した住民の病気に関する情報は個人情報保護法の適用対象となり、感染症患者の情報を他住民に告知することは、第三者提供に該当します。個人情報保護法では、個人データの第三者提供につき、予め本人の同意を得ないで出来る場合として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(同法第23条1項2号)、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(同法第23条1項3号)を挙げていますが、いずれも、「本人の同意を得ることが困難であるとき。」という要件が付加されています。

本人が入院した、また重篤となり意識が混濁しているなどの事情があったときは、「本人の同意を得る

ことが困難であるとき。」という要件を満たすと考えられますが、軽症の場合は、本人の同意を得ることは可能ですので、本人が同意しない場合には、本人に無断で感染情報を第三者提供することは難しいと言わざるを得ません。

本人の同意を前提とできない場合には、「当該建物内で、感染者が確認された」という告知の限度とすることが求められます。

4 感染が発覚した場合を想定して本人からの同意書をあらかじめ取得しておきたい

従業員、現場作業員、マンション・アパート入居者が新型コロナウイルス感染症に感染した後に、氏名や部屋番号を第三者提供する同意を得ることは非常に困難である事が予想されます。

まだ、そのような感染者が出ていない今の段階で、あらかじめ、「感染拡大防止の観点から、感染が確認された場合には、氏名や部屋番号」を第三者提供することの同意を取り付けておくべきでしょう。

(あきの・たくお)

★本ニュースレターの解説動画について

当事務所ホームページの顧問先企業様専用ページに本ニュースレターをレジュメとした解説動画をアップロードしておりますので、ご視聴いただけますと幸いです。

URL → <http://www.takumilaw.biz/e-learning/login/index.php>

在宅ワークの増加に伴い、騒音、三密、職人の感染の心配など現場で新たに発生している近隣クレームへの対処法

弁護士法人匠総合法律事務所
代表社員弁護士 秋野 卓生

コロナウイルス感染症対策として在宅ワークが推奨されています。

多くの企業で在宅ワークの実践をし、それに伴い、住宅地が仕事場になっています。

住宅地では、日中、新築工事やリフォーム工事などの工事がなされることから、この騒音がうるさくて集中して仕事が出来ない、といったクレームや、マンションリフォームでは狭い空間に職人が密集することの危険性を指摘する声やコロナウイルス感染症のクラスターがマンションリフォーム工事現場から発生してしまったら、どうするのか?といった問い合わせも入るようになってきています。

今回は、コロナウイルス感染症対策としての在宅ワークが導入され急増している近隣クレームについて解説致します。

第1 建築騒音トラブル

1 騒音の法的規制

建設作業の騒音は、騒音規制法、地方自治体の条例によって規制されています。

騒音規制法では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業（特定建設作業）を規制対象としています。

具体的には、工場騒音と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行います。

特定建設作業以外の建設作業は、騒音規制法では規制されていないので、地方公共団体の条例によって規制されることになります。

2 受忍限度論

ところで、建設作業の騒音によって付近の住民に迷惑をかけたとしても、それが社会共同生活を営む上で一般通常人ならば当然受忍すべき限度を超えた場合

でなければ、不法行為責任を負いません。どのような場合にこの受忍限度を超えるのかについては明確な基準はなく、工事の態様、被害の程度、周辺の地域環境、工事の間に採られた被害防止措置など様々な事情を考慮して、被害が通常受忍しなければならない程度のものかどうか判断されます。

このように、受忍限度の判断はさまざまな要素を考慮して判断されますが、裁判例（さいたま地裁平成21年3月13日判決）において、「騒音については、ある程度継続的に85デシベルを超える騒音や、騒音の程度は一定ではないが一時的にでも94.44デシベル（85デシベルを0.9で除した数値）を超える騒音を、……、特段の事情がない限り、受忍限度を超える違法な騒音や振動というべきである。」と判示されており、法令上の規制値が重要な判断基準とされています。

また、マンションの改装工事の事例ではありますが、工事による騒音・振動は床衝撃音が主であるが断続的であり、その発生は三か月で昼間に限られていること、改装工事の設計に違法なところはないこと、騒音・振動の発生のより少ない工法は存在しなかったこと、暗騒音は窓閉で50デシベル、窓開で64デシベルであることなどを考慮しても、工事期間のうち7日間の騒音は受忍限度を超えたものであるとされた裁判例（東京地裁平成9年10月15日判決）もあり、業者が騒音を防止しようとする努力をしても、受忍限度を超えるとされる場合もあります（業者の努力は評価されていますが、この事例では、80デシベルほどの音が出ており、屋外での規制基準が85デシベルであることを考えると、かなり大きい音と言えます）。

このような裁判例からしますと、規制基準を守ることが重要であり、さらに、できる限りの防音の努力をしておくことが、不法行為責任を生じさせないために重要であると言えます。

3 近隣に病人又は夜勤の労働者が居住している場合

近隣に病人又は夜勤の労働者が居住している場合、

裁判例の中には、工場の操業音について、夜勤務があり昼に寝る必要があることや、病人がいることなどを他の事情とともに考慮して、受忍すべき騒音の程度を限定したもの（名古屋地裁昭和39年11月30日判決）もあります。また、「通常の民家の工事であっても、前記のような影響の及ぶ範囲の居住者に病気をもち自宅療養中の人がいる場合には、その病気の性質に応じて、その人に与える身体的、精神的負担をできるだけ軽くするよう配慮すべきこともまた社会生活上要求されるところであるから、そのような療養中の人がいることを知りながら、あるいは知ることができたのに、社会通念上この配慮を欠く態様で工事がされた場合には、右の人との関係で違法性を肯定すべき場合もある」として、原告が重症の難病を持ち、身体障害を持っていること、被告が原告と工事に関する合意書を交わしたことが、工事がその合意書に違反したこと等から、合意書に従わなかった注意義務違反として違法性を認めた裁判例（大阪高裁平成12年10月11日判決）もあります。

その一方で、原告が夜に仕事をしている事例において、「一般には人間は昼起きて夜眠る生活を送ることが多く、社会生活上の各種規範もこれを前提としており、規制法等もそのような状況を前提として規制を定めていることに照らせば、原告一人に配慮するために、本件工事の内容、作業時刻等を変更すべきでないことは明らかであるから、原告の生活サイクルが一般人のそれと異なるからといって、一般的に定められるべき工事に伴って生じる騒音等の受忍限度の内容が変化するものではない。」とする裁判例（東京地裁平成24年1月13日判決）もあるところです。

4 在宅ワーカーが多くなったことで受忍限度の基準が変わるものではない

在宅ワーカーが多くなり、工事にあたり、騒音発生には気を遣うべきであると思いますが、一般人を基準とすべし、とする受忍限度の程度には変更がないと考えております。

第2 受忍限度

1 受忍限度を超える騒音・振動が違法

建設作業に伴う騒音や振動は、工場や道路から生じる継続的な工事騒音と異なって短期的なものです。が、作業内容によっては、非常に大きな騒音、振動、粉塵等を生じるおそれがありますし、非日常的な騒音・振動であるため、周辺の人々に対して肉体的・精神的

苦痛をもたらす場合は少なくありません。

他方で、土地を利用して建物を建設することは一般的に適法な行為ですが、建物の建築工事においては、騒音や振動は避けられません。そこで、判例は、通常人が一般社会生活上受忍すべき限度を超えていると認められる場合には、違法な権利侵害ないし利益侵害となるとされています（最判平6・3・24判時1501・96）。

2 受忍限度の判断基準

受忍限度を超える侵害か否かを判断するためには、侵害行為の態様・程度、被害の内容・程度、地域性、被害回避措置の有無が考慮されます。

(1) 侵害行為の態様・程度

当該建設工事における具体的な作業内容、騒音・振動のレベルや性質、その頻度や時間帯、継続時間、継続期間等が重要な判断要素となりますが、規制基準も1つの判断要素となります。したがって、騒音等の発生レベルや作業時間帯が公法上の規制基準内にとどまる場合、一般的には受忍すべき範囲内とされることが多いと思われます。しかし、基準内であれば常に受忍限度内とされるものではありません。

(2) 被害の内容・程度

建物の損傷などの物的被害や実際の健康被害が生ずるほどの場合は、精神的苦痛の度合いも大きいと推認されますから、受忍限度を超えると評価される場合が多いでしょう。

(3) 地域性

騒音や振動は地域によってその差は大きく、例えば住居地域と商業地域・準工業地域では、自動車騒音等に大きな差があるといえるでしょう。このような環境条件の違いも具体的な受忍限度の判断において考慮され、もともと騒音や振動が大きい地域では、受忍限度の判断も緩やかになります。

(4) 被害回避措置の有無

被害を減少させる最新工法を利用している、大型車輛の出入時間を制限している、工事期間中の代替住居の提供の申出があったなどの、加害側の被害回避ないしは軽減のための努力の有無も考慮されます。

第3 三密対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法（以下「改正特措法」といいます）は令和2年3月13日

に公布され、翌14日に施行されました。

同法では感染拡大で国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合、政府が「緊急事態」を宣言できる旨、定めており、4月7日に7都府県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象に改正特措法上の緊急事態宣言が発令されました（実施期間は同年5月6日まで）。

この緊急事態宣言を受け、4月8日、国土交通省土地・建設産業局建設業課長は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」を発表しました。

このなかで国土交通省は、施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について以下の対策を講じるよう求めています。

- 1 施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること
- 2 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図ること。都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じること。
- 3 施工に伴う三つの密の発生を極力回避するとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策を徹底すること

新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場がどうしても発生してしまいます。建築工事の現場では、多人数での作業や打合せ、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業も発生します。

三つの密が発生する場所において、国土交通省は、他の作業員と一定の距離を保つこと、作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期し、影響緩和のための対策を徹底することを求めました。

従って、上記国土交通省の要請内容に反した施工現場である場合には、近隣住民からクレームを受ける可能性もあり、工事現場における三密対策は極めて重要であると言えるでしょう。

他方で、上記国土交通省の要請を誠実に守り、配慮をした施工である限り、職人が複数、工事現場で工事を行うことが受忍限度を超えるものとは評価できません。

なお、職人の感染の心配については、危惧感の域を超えないので、受忍限度を超えるものにはならないと考えています。

第4 職人に感染者が出た場合、近隣住民に告知すべきか

1 従業員・現場作業員が感染した場合

従業員・現場作業員の感染が確認された場合、安全配慮義務（労働契約法5条）の観点からは、所轄保健所と連携の上、感染者及び濃厚接触者の特定、在宅勤務指示と健康観察、就業エリア・共用部の消毒、社内における状況の告知、さらには一定期間の事業所・工事現場の閉鎖などの措置をとる必要があります。

また、感染者のプライバシー・個人情報や企業に対する風評被害に配慮しつつも、社内外における感染拡大防止に向けた適時・適切な情報発信を行うことが望ましいと考えます。

- ① 感染確認日
 - ② 感染者が確認されたマンションの名称・所在地
 - ③ 感染者の属性（正社員か派遣社員か、グループ会社社員か等）
 - ④ 感染経緯
 - ⑤ 感染者数
 - ⑥ 顧客と接する業務に従事していたか否か
 - ⑦ 感染後の感染者の状況
 - ⑧ 感染確認後の企業の対応状況
- 等を公表し、適宜更新している例が見られます。

緊急事態宣言を受け、4月8日、国土交通省土地・建設産業局建設業課長が発表した「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」においても「施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機を

はじめ、適切な措置が講じられるようお願いします。」と記載されています。

2 感染者のプライバシー保護について

職人の感染者が現場で出た場合に、近隣住民（マンションにおける工事であればマンションの住民）は、疑似感染者（感染が確定していない段階）である可能性があり、近隣住民に告知する必要が出てきます。

このような場面においては、感染者のプライバシーに配慮した対応が求められることとなりますので、感染者の同意を得て近隣住民に告知していくべきでしょう。

感染者の個人情報保護の観点から感染者の氏名を告知するのではなく、「職場に感染者が発生した」という事実に関し、個人を特定できない形にすることが適切と考えられます。

3 マンション・アパート工事中において感染現場となった部屋番号をマンション入居者に公表する場合の注意点

感染拡大防止の観点から、感染現場となった部屋の階数、あるいは部屋番号までマンション・アパート住民各位に告知しても良いのかという課題があります。

感染拡大防止の観点からは告知すべきとも考えられますが、個人のプライバシーへの配慮もしなければなりません。

まず、プライバシーの観点からいえば、自分の部屋が新型コロナウイルスに罹患したとの情報は、対外的開示を望まない情報といえるため、その開示をするには、感染現場となった住民（通常は施主）本人の承諾が必要となります。

この観点からいえば、「部屋番号」を知らせることは、完全に個人特定につながるため、同意は必須と考えるべきでしょう。

患者の部屋の階数については、部屋番号よりプライバシーのレベルは低いと言えますが、個人特定につながる可能性が高いため、やはり、本人の同意を要すると言わなければならないでしょう。

個人情報保護法では、個人データの第三者提供につき、予め本人の同意を得ないで出来る場合として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（同法第23条1項2号）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（同法第23条1項3号）を挙げっていますが、いずれも、「本人の同意を得ることが困難であるとき。」という要件が付加されています。

従って、感染現場となった住民（施主）本人が同意しない場合には、本人に無断で感染情報を第三者提供することは難しいと言わざるを得ません。

本人の同意を前提とできない場合には、「当該建物内で、感染者が確認された」という告知の限度とすることが求められます。

（あきの・たくお）

★本ニュースレターの解説動画について

当事務所ホームページの顧問先企業様専用ページに本ニュースレターをレジュメとした解説動画をアップロードしておりますので、ご視聴いただけますと幸いです。

URL → <http://www.takumilaw.biz/e-learning/login/index.php>